

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、1名の傍聴人がおり、入室を促した。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に安藤敏男農業委員、千葉ふみ子農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に田中農業委員会事務局長、書記に大畑次長、関根副主幹、加藤主任を任命した。

4 議 事

議案第58号 農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第58号農地法第3条の許可申請について、申請番号2番の案件について、申請者がお見えになっているので説明と質問は案件ごととし、申請番号1番について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は原市地区、権利は所有権。所在は大字原市字拾六番耕地の3筆で、地目は登記、現況ともに畑が2筆。登記宅地、現況畑が1筆。申請内容を説明したのち、農地の状況を報告した。

議 長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願い

いします。

(担当委員) 原市地区の黒須信明委員より報告があった。2月23日午前、黒須邦昭委員、鈴木智一委員の3名で現地調査を行った。現地は適切に管理されており、問題ないと判断した。

議 長 本件について、意見を求めた。

新木農業委員 申請の中で特に問題はないが、営農計画書の項目2の受人と渡人が逆では。

事務局 その通りです。

新木農業委員 申請内容をちゃんと確認するようにお願いしたい。

議 長 本件について他に意見を求めたが意見がないため、議案第58号申請番号1について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した

議 長 続いて申請番号2について説明を求めた。

事務局 申請番号2、地区は上平地区、権利は所有権。所在は菅谷二丁目の1筆。登記現況とも畑。申請内容を説明したのち、農地の状況を報告した。

議 長 この件についても、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 上平地区の大塚忠男委員より報告があった。内田委員、平野委員の3名で現地調査を行った。現地は適正管理されており問題ないと判断した。

申請人 申請人入室を促した。

議 長 <申請人入室>

申請人 自己紹介を行った。

議 長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 現在、どの様なものを作付けしているのか。職業が不動産管理業となっているが。

申請人 農地の10%程度利用しており、他はきちんと保全管理している。路地野菜を作付けし、隣の農

家さんに依頼し販売している。

議 長 他に意見があるか求める。

内田農業委員 購入された農地で栗を栽培するということですが、栗を拾った後のイガの処分についてしっかりと行って欲しい。

申 請 人 管理はしっかりと行います。

藤波農業委員 大石の矢部さんが栗の栽培を熱心におこなっています。ぜひ勉強に来て欲しいと思います。

議 長 他に質問がありますか。無ければ質問は以上とさせていただきます。

<申請人退出>

議 長 議案第58号申請番号2について採決を行ったところ、全員賛成で承認することを宣した。

議案第59号 農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第59号農地法第5条の許可申請について、申請番号1番の案件について、申請者がお見えになっているので説明と質問は案件ごととし、申請番号1番について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読する。申請番号1、地区は平方地区。権利は使用貸借権。所在は大字上野本郷字南道下の5筆。大字上野本郷字前の1筆。大字平方領々家字辻下の18筆。地目は登記・田、現況雑種地が22筆。登記・畑、現況雑種地が2筆。形態は一時転用。用途は農地改良。建物の建築は無いので開発許可は不要。なお、農振農用地のため、適合証明は取得済みです。

議 長 本件についても、現地調査がなされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担 当 委 員) 平方地区の国嶋亮子委員より報告があった。2月22日、今川委員、新木委員の3名で現地調査を行った。写真にもあるとおり、特に問題ないと判断した。

新木農業委員 補足説明。今月21日午後、平方支所にて施行者と申請者出席の下に、地元住民との調整会議を行い、事業計画を協議した。第1期の農地改良は完了し、直ぐにでも耕作出来る状態となっていま

す。今回の申請は所有者や事業者の都合により第1期分に含まれなかった。今回も同じように施工し、地元住民と情報共有を図った。

関係はないが議案書の記載方法も農地改良部分と搬入部で分けて記載するべきである。また、堆積についても、担当部署が変わったので良く協議して欲しい。

議 長

申請人入室を促した。

<申請人入室>

申 請 人

自己紹介を行った。

議 長

本件について、意見を求めた。

新木農業委員

地元住民説明会で話した事業計画を改めて説明して欲しい。

申 請 者

第1期分を実施する際、23人の地権者の協議に3年間を費やした。始めた原因としては、苦情農地であったということと、火事があったということ消防から指摘を受けたことが農地改良のきっかけ。第2期は奥の水路のところまで行わないと形が整わないため今回申請となった。本来は計画当初から入っていたところであったが諸般の事情で今回になった。

議 長

他に意見は

新木農業委員

北側道路からの地盤高は。

申 請 者

添付図面（断面図）を参照に説明する。北側の盛土は10～20センチメートル位。道路より高くはしない。道路に水がたまらないようにする。

議 長

地区外の水路に葎が生い茂っているが、さいたま市は何も言わないのか。

申 請 者

この水路は上尾市のもの。対岸はさいたま市が買収した。水路位置は上尾市だが管理はさいたま市が行う。

議 長

買収したところに葎が生い茂っているのはさいたま市の責任か。

申 請 者

その通りです。

新木農業委員
議長
申請者
水路沿いの筆は。秋葉の森公園を整備するとき、さいたま市が買収したと聞いている。
それでは、さいたま市がするという事か。
するという話はあるが、いつになるかはわからない。なお、この水路の接続先について協議をしているが返答が無い状況。

新木農業委員
申請者
申請場所で一部該当しない土地があるが、水抜きはどの様にするのか。
隣接する地権者をお願いして塩ビ管を通して実施する。この土地の相続が完了していないため除外した。

議長
内田農業委員
他に意見は。
耕作者さんについてですけど、工事完了が工程表によると2月とあるが、完了後直ぐに耕作はできない。中間管理機構を利用する場合、許可が下りるまで3～4か月はかかる。中間管理機構を通さないと借り受けできない。その辺は耕作者さんに伝えたほうが良い。

議長
他に質問がありますか。無ければ質問は以上とさせていただきます。
<申請人退出>

議長
事務局
次に申請番号2番について説明を求めた。
議案を朗読する。申請番号2番。地区は大谷地区。権利は使用貸借権。所在は大字地頭方字西谷の1筆。地目は登記・畑、現況・宅地。受人、渡人は記載のとおり。形態は転用。用途は住宅敷地。施設は道路。建物の建築があるため、開発許可が必要。昭和45年以前から使用する宅地への通路で今回は追認となります。農地は第1種農地となります。なお農振農用地は当初除外。

議長
本件についても、現地調査がなされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員)
大谷地区の新井幸夫委員より報告があった。2月22日、安藤委員、藤倉委員、千葉委員の4名で現地調査を行った。農地の確認ではなく通路の確認であり、構造物の撤去を確認しました。

- 議 長 他に意見は、の問いかけに、意見がないため、議案第59号について採決を行ったところ、全員賛成で提出する事を宣した。
- 議案第60号 特定農地貸付の承認について**
- 議 長 上尾市農業委員会会議規則第10条の規定により、関係する委員は議事に参与できないので、この議案に係る市村委員に退席を求めた。
- 事務局 <委員退出>
議案第60号特定農地貸付の承認について、事務局に説明を求めた。
- 事務局 申請番号1番。地区は上平地区。所在は平塚一丁目の2筆と菅谷五丁目の1筆。地目は登記現況とも畑。申請人は記載のとおり。こちらは、平成30年4月25日付け、上農委第30号で承認された規程の変更で、菅谷五丁目の1筆を追加するものです。
- 議 長 本件についても、現地調査がなされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。
- (担当委員) 上平地区の内田栄作委員より報告があった。2月21日、平野委員、大塚委員の3名で現地調査を行った。平塚は区画面積の見直し、菅谷は追加で、8区画を設置する。特に問題ないと判断した。
- 議 長 本件について意見を求めたが、意見がないため、議案第60号について採決を行ったところ、全員賛成で承認を宣した。
- 事務局 一時退席していた市村委員の入室を促した。
- 事務局 <委員入室>
- 議案第61号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について**
- 議 長 議案第61号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局より説明を求めた。
- 事務局 議案書を朗読する。申請番号1番。地区は上平地区。所在は大字上字新梨子の5筆。地目は登記現況とも畑。相続人、被相続人は記載のとおり。納税猶予区分は相続税。相続発生日は記載のとおり。

り。経営面積は32.35アール。続柄は親子。なお、申請地の1筆が一部分となっておりますが、これは駐車場として利用しているためでございます。

続きまして申請番号2番。地区は大谷地区。所在は大字中新井字相ノ谷14筆と大字中新井字前の4筆。地目は登記・田が4筆、畑が14筆の18筆だが、現況は全て畑。相続人、被相続人は記載のとおり。納税猶予区分は相続税。相続発生日は記載のとおり。経営面積は121.06アール。続柄は親子。

議 長 本件についても、現地調査がなされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 申請番号1番。上平地区の平野修一委員より報告があった。2月21日、内田委員、大塚委員の3名で現地調査を行った。現地は保全管理がなされており、特に問題ないと判断した。

議 長 続きまして大谷地区お願いします。

(担当委員) 申請番号2番。大谷地区の新井幸夫委員より報告があった。2月22日、安藤委員、藤倉委員、千葉委員の4名で現地調査を行った。現況は適切に管理されており問題ないと判断した。

議 長 本件について意見を求めたが、意見がないため、議案第61号について採決を行ったところ、全員賛成で承認を宣した。

議案第62号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議 長 申請番号1番の案件につきまして関係する委員がおりますので審議を分けて行います。

上尾市農業委員会会議規則第10条の規定により、関係する委員は議事に参与できないので、この議案に係る鈴木委員に退席を求めた。

<委員退出>

申請番号1番について事務局より説明を求めた。

事務局 申請番号1番。地区は上尾地区。所在は本町二丁目の1筆。地目は登記現況とも畑。事由発生者、

申請人は記載のとおり。事由は事由発生者の死亡。続柄は親子。従事日数は記載のとおり。事務局で確認したところ特に問題ないと判断した。

議長 本件について意見を求めたが、意見がないため、議案第62号申請番号1について採決を行ったところ、全員賛成で証明することを承認した。

一時退席していた鈴木委員の入室を促した。

<委員入室>

申請番号2番と3番について説明を求めた。

事務局 申請番号2番。地区は同じく上尾地区。所在は二ツ宮の6筆。地目は登記現況とも畑。事由発生者、申請人は記載のとおり。事由は事由発生者の死亡。続柄は親子。従事日数は記載のとおり。従事日数の観点から、事由発生者は世帯の中で最も多いので条件を満たしているものと考えます。

続いて申請番号3番。地区は上平地区。所在は大字上字新梨子の1筆。地目は登記現況とも畑。事由発生者、申請人は記載のとおり。事由は事由発生者の死亡。続柄は親子。従事日数は記載のとおり。従事日数の観点から、事由発生者は世帯の中で最も従事している人の8割以上あり条件を満たしておりますが、施設に入居していることから、従事日数だけでは判断できないことから、固定資産税を負担していることを確認しました。

議長 本件について意見を求めた。

新井推進委員 申請番号3について面積は111平方メートルだが、生産緑地は500平方メートル。生産緑地を受けているのは調整区域でなく、市街化区域の農地。先ほどの納税猶予の適格者証明は市街化調整区域。この場所で市街化と調整区域で分かれているのか。

事務局 どちらの土地も市街化区域の生産緑地となっております。

議長 本件について意見を求めたが、意見がないため、議案第62号申請番号2番、3番について採決を行ったところ、全員賛成で証明することを承認した。

議案第 6 3 号 令和 6 年度 2 月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議 長 議案第 6 3 号令和 6 年度 2 月期農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農政課より説明を求めた。

農 政 課 計画案の概要を説明する。

議 長 本件に関して意見を求めたが、意見がないため、議案第 6 3 号について採決を行ったところ、全員賛成で意見なしとすることを宣した。

5 報告第 1 1 号専決処分について

(1) 農地法第 4 条の届出の受理について

(2) 農地法第 5 条の届出の受理について

(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の合意解約の通知について

(4) 上尾市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱の一部改正について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後 3 時 4 4 分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和7年2月25日

議 長

署名委員

署名委員